

第25回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月25日(木) 午後13時28分から14時05分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	猿渡 万里子
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木 孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農地法3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農業者年金に関する申請について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明願について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)について

議案第4号 令和元年度玉葱作況調査について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局主幹	安武	浩美
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第25回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。総会に先立ちまして、「砂川市農業委員会憲章」を唱和いたしますので、ご起立をお願いいたします。前文は会長が読み上げ、本文については代理の発声のもと、続いて委員の皆さまで本文を読み上げてください。

「砂川市農業委員会憲章」唱和

ありがとうございました。それでは慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

開会挨拶。

本日の議事録署名委員は2番 高橋宏吉委員と、3番 渡邊勝郎委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」次のとおり届出があり処分したのでご説明いたします。

1番について説明します。

届出者住所・氏名

土地の表示

畑	宅地・田	2,013 m ²
田	田	4,786 m ²
畑	田	2,278 m ²
畑	田	2,431 m ²
畑	宅地	612 m ²
田	田	175 m ²
計6筆		12,295 m ²

権利を取得した日 平成31年3月21日

権利を取得した事由及び取得した権利の種類 相続により所有権を取得

あっせん等の希望の有無 無

届出書受理年月日 令和元年6月20日

受理通知交付年月日 令和元年6月20日

本件は、[redacted]さんの死亡により[redacted]さんが相続されました。対象農地につきましては、作業受委託により耕作されています。あっせんの希望は無となっています。なお、参考に第1・2号図を添付していますのでご参照いただければと存じます。

2番について説明します。

届出者住所・氏名

土地の表示

田	田	3,071 m ²
田	田	1,475 m ²
田	田	9,120 m ²
田	田	1,219 m ²
田	田	12 m ²
田	田	137 m ²
田	田	2,972 m ²
田	田	426 m ²

[REDACTED]	畑	田	2,606 m ²
	田	田	20 m ²
	畑	田	6,179 m ²
	畑	畑	4,389 m ²
	原野	田	1,215 m ²
	畑	田	3,959 m ²
	田	田	5,802 m ²
	田	田	673 m ²
	宅地	田	991 m ²
	畑	畑	4,369 m ²
	畑	宅地	
		・田・畑	5,442 m ²
	[REDACTED]	畑	田
[REDACTED]	宅地	田	396.69 m ²
[REDACTED]	田	田	263 m ²
[REDACTED]	田	田	236 m ²
[REDACTED]	田	田	613 m ²
[REDACTED]	田	田	153 m ²
	計 25 筆		68,032.69 m ²

権利を取得した日 平成 31 年 3 月 15 日
 権利を取得した事由及び取得した権利の種類 相続により所有権を取得
 あっせん等の希望の有無 無
 届出書受理年月日 令和元年 6 月 27 日
 受理通知交付年月日 令和元年 7 月 5 日

本件は、[REDACTED]さんの死亡により[REDACTED]さんが相続されました。対象農地につきましては、賃貸借により耕作されています。あっせんの希望は無くなっています。なお、参考に第 3・4 号図を添付していますのでご参照いただければと存じます。以上、ご報告いたします。

会長
 全員
 会長

只今の報告についてご質問ございませんか。

なし。

質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
 会長

異議なし。

異議なしと認め、本件については専決処分を含め承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」、次のとおり、手続きが終了しましたので、ご説明しご報告いたします。

1. 農業者老齢年金裁定請求（新制度）

申請人住所氏名（生年月日）

[REDACTED]

申出年月日

令和元年 6 月 14 日

2. 農業者年金死亡関係届

死亡年月日及び氏名（生年月日）

[REDACTED]

届出者住所氏名

[REDACTED]

3. 農業者年金通常加入申込

申出年月日

令和元年7月3日

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告をいたします。

会長
全員
会長

只今の報告につきまして、ご質問ございませんか。

なし。

質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは本件につきましては専決処分を含め承認することといたします。

続きまして議案に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明し審議を求めます。1番について説明します。

土地所有者（譲渡人）

転用計画者（譲受人）

土地の表示

畑 畑 300 m²
合計1筆 300 m²

農地の区分 第3種農地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的 住宅1棟、駐車スペース、花壇、雪捨場等

転用事由の詳細 譲渡人は「今般、譲受人から住宅1棟、駐車スペース、花壇、雪捨積等の建設の要望があり、当該申請地を譲渡しようと考え、申請します。」譲受人は「現在の住居は職員住宅に家族2人で生活しています。家財が多く手狭であり、今般、当該申請地を譲受け、住宅1棟、駐車スペース、花壇、雪捨場等の建設をしたいと考え申請します。私は出生地が砂川市であり、市内に親類が在住しております。新築後の自宅から勤務先まではバスで20分程度の通勤時間です」とのことです。

期間 転用許可後～永年

資金計画 事業費 千円に対し、自己資金及び借入金（売買案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添1（議案第1号1番関係）の1ページから4ページまでのとおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

続きまして2番について、説明します。隣地になります。

土地所有者（譲渡人）

転用計画者（譲受人）

土地の表示

畑 畑 300 m²
合計1筆 300 m²

農地の区分 第3種農地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的 住宅1棟、駐車スペース、雪積場等

転用事由の詳細 譲渡人は「今般、譲受人から住宅1棟、駐車スペース、雪

積場等の建設の要望があり、当該申請地を譲渡しようと考え、申請いたします。」譲受人は「現在、賃貸住宅に家族3人で生活しています。住宅は老朽化し家財が多くなり手狭となりましたので、今般、当該申請地を譲受け、住宅1棟、駐車スペース、雪積場等の建設を夫婦でしたいと考え、申請します。■■■■で農業経営を行っています。自宅から自動車ですら10分程度2キロの位置にあります。」とのことです。

期間 転用許可後～永年

資金計画 事業費 ■■■■千円に対し、自己資金、借入金（売買案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添2（議案第1号2番関係）の1ページから4ページまでのおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

なお、参考に第5号図を添付してございますので、ご参照の上、よろしくご審議願います。

会長
全員
会長

この件につきまして、質疑ございませんか。

なし。

それでは、議案第1号1番、2番につきまして、許可相当であると承認してよろしいかお伺いいたします。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、議案第1号1番、2番につきまして、許可相当であると意見を付し進達することといたします。

続きまして、議案第2号「現況証明願について」を議題とします。

事務局説明願います。

事務局

議案第2号「現況証明願について」、次のとおり申請がありましたので、説明し審議を求めます。1番について説明します。

土地の所有者

土地の表示

畑 182 m²

田 365 m²

田

合計2筆 547 m²

申請目的 地目変更登記のため

調査の有無 令和元年7月16日現地確認

本案件は、昭和42年、43年に住宅等を建築するということで5条転用の許可を受けているところであり、■■■■の方が相続により所有されています。今後地目を変更して処分を考えているところと聞いています。

以上のことから、申請地は、農地・採草放牧地以外、宅地相当と認められるかと存じます。

なお、参考に第6号図を添付してございますのでご参照の上、よろしくご審議願います。

2番について説明します。

土地の所有者

土地の表示

田 495 m²

田 848 m²
合計 2 筆 1,343 m²

申請目的 地目変更登記のため
調査の有無 令和元年7月16日現地確認

本案件、[redacted]については、もと農家住宅、納屋等があり何度かの分筆、市道敷地、5条転用分筆などをへて現状となっていると考えているところであり、また、[redacted]については[redacted]さんが昭和45年に住宅等を建築するということで4条転用の許可を受けているところであり、地目の変更がされていなかったようです。今後地目の変更を考えているところと聞いています。

以上のことから、申請地は、農地・採草放牧地以外、宅地相当と認められるかと存じます。

なお、参考に第7号図を添付していますのでご参照の上、よろしくご審議願います。

会長
全員
会長

ただいまの件につきまして、質疑ございませんか。

なし。

質疑がないようですので、この件につきまして、証明してよろしいか伺います。

全員
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

それでは続きまして、議案第3号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について」事務局説明願います。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について」、次のとおり審議を求めます。

提案理由については、下限面積については、「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表することとされたことから、今年度の別段の面積（下限面積）について審議を求めるものであります。

次ページの別紙をご覧くださいなのですが、今回の提案については、上段部分の記載のとおり農地法第3条第2項第5号による別段の面積（下限面積）について、今年度は修正の必要性はなしとしご提案申しあげます。

1. 設定区域 砂川市
2. 設定面積 1.5ヘクタール
3. 適用法令 農地法施行規則第17条第2項

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針 農地法施行規則第17条第1項を適用せず、現行の別段の面積（下限面積）1.5ヘクタールの変更は行わない。

理由 2015世界農林業センサスで、管内の農家で1.5ヘクタール未満の農家が全農家数のおおむね3割未満であるため。

(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針 農地法施行規則第17条第2項を適用し、現行の別段の面積（下限面積）1.5ヘクタールの変更を行わない。

理由 ①平成30年度の遊休農地率は0.27%と低い現状であるが、今後、高齢化による離農等により遊休農地の発生が懸念される。

②新規就農の促進の必要性があるため。

③別段面積を設定しても、周辺への影響が少ない。

会長 ただ今、議案第3号「下限面積」について、説明ありましたが、ご意見ご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問、ご意見がないようですので、本件については、異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、議案第3号を決定することといたします。

続きまして、議案第4号「令和元年度玉葱作況調査について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第4号「令和元年度玉葱作況調査について」ご説明し、審議を求めます。

まず、1. 調査期日ですが、例年にならい定例総会日8月27日（火曜日）、調査対象農家については、北光袋地地区から西豊沼地区の6区で昨年度同様「坪とり」にて調査することとして提案いたします。調査対象農家、圃場については、それぞれ確認をいただき、別紙2、平成30年度対象農家氏名、調査地を参考に、令和元年度の対象者農家氏名を8月2日までに事務局へご報告をお願いいたします。担当地区については、北光袋地地区は石井委員、空知太地区は渡邊委員、富平地区は高橋委員、西豊沼地区は梶尾代理といたします。3. 開始時間については定例総会終了後、班編成については、別紙2にあるとおりです。

提案理由については、本年度も単収・品質を調査することで生産収量を推計し砂川市の玉葱生産振興の基礎資料にするため、本作況調査を実施するものがありますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長 ただいま、事務局より説明がありましたが、議案第4号「令和元年度玉葱作況調査について」質疑はございませんか。

全員 なし。

会長 特に質疑がないようですので、この件については異議なしとして決定することとしてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、玉葱作況調査を実施することと決定します。

全員 なし。

会長 特にないようですので、続きまして、その他に入ります。まず、福士事務局長より願います。

事務局 ①議会関連等報告

事務局 ②令和元年度市町村農業委員会事務局長研修会

③農業委員会だよりの配布について

④第1回農地銀行理事会(事務局)

・開催日 7月25日(木) 農業委員会定例総会終了後

⑤農業委員会活動記録簿の提出について

⑥協議会報告

・第1回砂川市農業委員協議会総会

開催日 7月25日(木) 農業委員会定例会終了後

・玉葱作況調査終了後懇親会

開催日 8月27日(火) 午後6時より 会場未定

会長 何かご意見、質問等はございませんか

全員
会長

なし

特になければ、次回総会の日程の確認をしたいと思います。

次回開催日 令和元年8月27日（火曜日）午後1時00分から

これですべての審議が終わりました。以上で第25回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員